

若年者の「使い捨て」が疑われる企業等が 社会で大きな問題となっています



■長時間労働

残業を命じることができる時間数の限度を、厚生労働省が定めています。

法定労働時間である週40時間、1日8時間を超えて働かせるためには、労働者の代表と話し合って「協定」(36協定)を結ばなければなりません。そこで決められる残業時間の限度について厚生労働省は基準を示しています(1ヶ月の場合45時間)。

※この限度を超える場合は、「特別条項」として、どんな場合か、何回までか、などを決めておかなければなりません。厚生労働省では非常に限られた場合とするよう指導しています。

■残業代不払い

サービス残業は違法です。残業代は過去2年間分請求できます。

給料明細は、大切にとっておきましょう。毎日、働いた時間をメモするなど記録を残しましょう。可能ならタイムカードやシフト表、就業規則などのコピーをとっておきましょう。

■辞めさせてくれない

無理やり働かせることは禁止されています(労働基準法第5条 強制労働の禁止)

期間の定めのない労働契約では、労働者は申し出により退職でき、退職を申し出た日から2週間を経過すると退職となります(民法第627条第1項)。使用者の承諾は不要です。

ただし、就業規則等で「1ヶ月前」など大幅に長くない期間を定めた場合は、就業規則等の定めによる方がよいでしょう。

■パワーハラスメント

侮辱やひどい暴言といった精神的な攻撃は、働く人の尊厳や人格を傷つける許されない行為です。

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与え又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

■こんなことになる前に相談をしましょう

ちょっとでもおかしいと感じたら、ひとりで抱え込まず、まずは信頼できる人が機関に相談しましょう。

若年者の「使い捨て」が疑われる企業等を入社前に見分けることは困難です。

友人・知人で悩んでいる人がいたら、下記の電話番号を教えてください。

東京都では、賃金不払いや解雇をはじめ、労働問題全般に関する相談に応じています。相談は無料です。秘密は守ります。

電話相談専用 東京都ろうどう110番 0570-00-6110

はたらくネットホームページ <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp>

詳細は労働相談情報センター・各事務所へお問い合わせください

飯田橋 03-3265-6110 大崎 03-3495-6110 池袋 03-5954-6110

亀戸 03-3637-6110 国分寺 042-321-6110 八王子 042-645-6110

